

キッチンカーマルシェ実証実験 業務委託仕様書

1 委託業務名

キッチンカーマルシェ実証実験

2 業務の目的

本業務では、市中心部の公園や道路等を活用し、キッチンカーによる移動販売の機会を提供することにより、新型コロナウイルスの影響下における新しい生活様式への対応として、テイクアウト等新たな需要の獲得のため経営の多角化や業態転換等に取り組む事業者の支援につなげるため、定期的にキッチンカーを配車する仕組み作りやキッチンカー事業の継続可能性等の課題を検証する。

将来的には、キッチンカー事業のプラットフォームが構築され、市中心部の様々な場所で恒常的にキッチンカーが運営されることにより、都心の新たな魅力の創出と街の回遊性向上、事業者の多様な事業経営につながることを目指す。

3 業務の内容

(1) キッチンカー参画事業者募集・登録方法の企画立案

本業務の趣旨を踏まえ、スケジュールや募集にあたっての広報手段、応募があった際の登録方法等について、企画立案し提案する。企画立案にあたっては、以下の参画事業者要件を満たすものを適切に登録できるようにすることとし、必要に応じて募集説明会の開催を検討すること。なお、参画事業者の募集にあたっては、原則、登録料及び出店料等を徴しないこととし、実施内容については、提案を基に本市と協議の上決定すること。

【参画事業者要件】

- ア 仙台市の「自動車による食品営業許可」を取得したキッチンカーを使用して出店を希望する事業者であること。
- イ HACCPに沿った衛生管理等を実施する事業者であること。また、衛生管理については、出店場所を管轄する保健所支所の指導に従うこと。
- ウ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、業種別ガイドライン等を踏まえて、販売手法や従事者の安全衛生管理等について適切な対策を講じることができる事業者であること。

(2) キッチンカー出店場所の提案・開拓

参画事業者のキッチンカー出店場所として、本市が提示する市有公園等のみならず、本市都心部の一定程度集客が見込める民有地や公開空地等の提案、開拓に取り組むこと。なお、市有公園等についても、出店可能場所の所管部署と出店に向けた協議や調整を行うこと。

※上記提案にあたり、出店エリアについては、出店想定エリア図（別紙1）を参照

(3) キッチンカー出店調整・会場運営

参画事業者の出店希望に応じ、キッチンカーの出店について調整を行うこと。また、出店場所隣の商店街組織等と連携を図るとともに、出店当日の会場運営を適切に行うこと。

- ア 委託者が提示する市有公園等及び上記(2)の業務で開拓した民有地等の出店可能場所・日時とキッチンカー参画事業者の出店希望場所・日時の調整を行うとともに、参画事業者からの出店に関する相談等に対し適切な対応を行うこと。
- イ 委託者等が実施する事業への出店調整を行うとともに、参画事業者からの出店に関する相談等に対し適切な対応を行うこと。
- ウ 各出店場所における会場運営・調整
 - ・出店規模に合わせて人員を配置し、会場設営等の準備を適切に行うこと。
 - ・出店場所の準備物品等については、受託者の責任と負担において確保すること。
 - ・出店場所では、実証実験の実施中であることがわかるよう看板等による掲出を行うこと。当該掲出の際は、屋外広告物条例等を遵守するとともに、公園や道路等の使用にあたり、必要に応じて関係機関及び所管部署と協議・調整を行うこと。
 - ・出店場所近隣の商店街組織等と連携しながら、地域との調和が図られる出店を行うこと。
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、衛生管理等に十分配慮するとともに、待機列の発生が想定される場合は、地面に目印を置くなどにより利用者同士が適切な距離(1m以上)を保てるよう対策を講じること。また、飲食スペース(椅子・テーブル等)を設置する提案を行う際は、感染症対策を含めた計画を提出すること。

(4) 情報発信・広報

- ア ホームページ及び SNS ページ等を活用した広報業務
キッチンカー参画事業者の出店情報等を広報するため、以下のコンテンツを含め、効果的な広報を行うこと。
 - ・キッチンカー参画事業者の募集(上記(1)の業務)
 - ・キッチンカー参画事業者の登録状況(上記(1)の業務)
 - ・キッチンカー出店スケジュール(上記(3)の業務)
 - ・その他、本業務を効果的に実施するために必要な広報
- イ 各種広報媒体での広報業務
上記コンテンツ及びその他本業務に関わる広報を必要に応じてホームページ等以外の各種広報媒体も活用し効果的に行うこと。

(5) アンケート調査

本業務にて実施するキッチンカー出店の参画事業者及び利用者に対し、出店の都度アンケートを実施し、業務の効果を把握し次回以降の業務改善に活かすとともに、次項の成果報告書に集約したアンケート結果を記載すること。

(6) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(5)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連絡先と連携内容や、キッチンカーを定期的に配車する仕組み作りやキッチンカー事業の継続可能性、自走化の実現に向けた課題等の見解、提言をまとめた報告書を作成して納品すること(ワードもしくはエクセルファイル及びA4縦の紙媒体、写真・映像データ)。

(7) その他

- ア 本業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、キッチンカー参画事業者に対し衛生管理等において相応の対応を求めるとともに、各出店場所においては受託者の責任において感染拡大防止に努めること。
- イ 本業務運営に係る事業者や地域住民等からの各種問合せに対し、受託者の責任において真摯に対応すること。
- ウ 本業務以外に委託者等が行う類似事業との連携を図るよう努めること。
- エ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- オ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。

4 委託料

委託料の上限額 7,500 千円（消費税及び地方消費税含む。）

5 委託期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

6 その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは、委託者と受託者の協議により決定する。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時、委託者に報告するとともに、定期的を開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。